

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
令和6年度 県内総合型地域スポーツクラブ 登録クラブ一覧

(登録期間:令和6年4月1日から令和7年3月31日)

No	クラブ名	市区町村	No	クラブ名	市区町村
1	一般社団法人いわしろふれあいスポーツクラブ	二本松市	22	謹教スポーツクラブ	会津若松市
2	東和さわやかスポーツクラブ	二本松市	23	特定非営利活動法人ひめさゆりくらぶ	喜多方市
3	あだちスポーツクラブ	二本松市	24	特定非営利活動法人赤べこトータルスポーツ	柳津町
4	一般社団法人にほんまつ城山クラブ	二本松市	25	きたあいづスポーツクラブ	会津若松市
5	特定非営利活動法人生涯学習プロジェクトもとみや [もとみやスポーツネットワーク]	本宮市	26	特定非営利活動法人会津美里クラブ衆	会津美里町
6	岳クラブ	二本松市	27	やまとスポーツクラブ	喜多方市
7	NPO法人かわまたスポーツクラブ	川俣町	28	特定非営利活動法人ひのきスポーツクラブ	南会津町
8	特定非営利活動法人たまかわ元気スポーツクラブ	玉川村	29	特定非営利活動法人ただみコミュニティクラブ	只見町
9	滝根いきいきクラブ	田村市	30	太田大甕スポーツクラブ	南相馬市
10	ひらたスポーツクラブ	平田村	31	NPO法人そうま中央スポーツクラブ	相馬市
11	特定非営利活動法人かがみいしスポーツクラブ	鏡石町	32	一般社団法人楢葉町スポーツ協会	楢葉町
12	Vivakidsスポーツクラブ	郡山市	33	公益社団法人富岡町さくら文化・スポーツ振興公社	富岡町
13	総合型地域スポーツクラブ「仲間」	白河市	34	いいたてスポーツクラブ	飯館村
14	特定非営利活動法人はなわスポーツクラブ	塙町	35	NPO法人はらまちクラブ	南相馬市
15	21'スポーツクラブinしらかわ	白河市	36	浮舟うさぎクラブ	南相馬市
16	NPO法人西の郷スポーツクラブ	西郷村	37	特定非営利活動法人かしま元気スポーツクラブ	南相馬市
17	特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブ	鮫川村	38	NPO法人広野みかんクラブ	広野町
18	矢吹スポーツクラブ	矢吹町	39	特定非営利活動法人いわきクラブ	いわき市
19	棚倉スポーツクラブ	棚倉町	40	総合型地域スポーツクラブ 泉クラブ	いわき市
20	特定非営利活動法人チーム青い空	白河市	41	認定NPO法人いわきFスポーツクラブ	いわき市
21	特定非営利活動法人スポーツクラブバンビィ	会津坂下町	42	特定非営利活動法人いわき・あいスポねっと	いわき市

※地区ごと、設立年度順に掲載

スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造

福島県
総合型地域スポーツクラブ
連絡協議会



事務局 福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 (公益財団法人福島県スポーツ協会内事務局)
〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館6階
TEL 024-573-2655 FAX 024-573-2699
E-mail sc@sports-fukushima.or.jp https://www.sports-fukushima.or.jp/koiki/



総合型地域スポーツクラブとは

「いつでも」「誰でも」「好きなレベルで」「世代を超えて」「いろいろなスポーツを」「いつまでも」楽しむことができる地域のスポーツコミュニティが「総合型地域スポーツクラブ」です。

地域住民のみなさんのアイデアによって自主的な運営がなされ、多くの人々が近隣の学校や公共スポーツ施設等を活用しながらスポーツを気軽に親しめる環境を目指しています。

性別・世代を超えて人と人が豊かにつながり合う地域のみんなで作る新しいコミュニティ団体です。

多世代



多項目



多志向

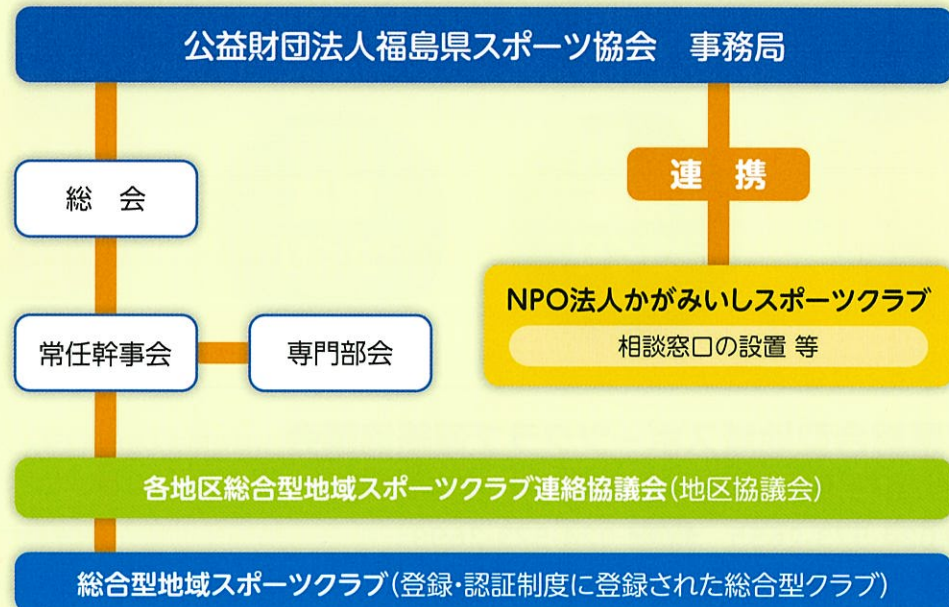
福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会とは

福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(県協議会)は、県内で活動する総合型クラブの定着・発展を促進するため、その円滑な運営に資する情報交換や交流の活性化を図ることを目的として設立された公益財団法人福島県スポーツ協会組織内組織です。

福島県で設立されている総合型クラブの内、登録・認証制度に登録された42の総合型クラブによって構成されています。

県協議会は、地域区分ごとに地区連絡協議会が結成されており、「スポーツを核とした豊かなコミュニティの創造」を基本理念として活動しています。

福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(県協議会)



福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会事業

交流会

いわき市においてモルック交流大会を実施しました



研修会

「持続可能なクラブ運営の実現に向けたSDGsの取組について」講演会を実施しました



総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度とは

概要

総合型クラブが、より公益性の高い「社会的な仕組み」として、永続的に充実した活動を行えるよう、第2期スポーツ基本計画(平成29年3月24日文部科学大臣策定)に基づき、日本スポーツ協会と都道府県体育・スポーツ協会が関係団体と連携し、整備しました。この制度は、総合型クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準としています。

登録基準

- 1 多項目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。
- 2 多世代(複数世代)を対象としている。
- 3 適切なスポーツ指導者を配置している。
- 4 安全管理体制を整備している。
- 5 地域住民が主体的に運営している。
- 6 規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。
- 7 事業計画・予算、事業報告・決算が意思決定機関で議決されている。
- 8 地域住民に対して、各種媒体を用いてクラブの活動内容の広報や会員の募集を、年間を通じて常時行っている。(福島県独自基準)

登録・認証制度がもたらす効果

- **総合型クラブへの効果**
行政における総合型クラブの認知度が向上することにより、行政が地域住民へ総合型クラブを広報することにつながること等の期待
- **地域住民への効果**
総合型クラブが見つかりやすくなることや総合型クラブに対する安心感の醸成等の期待
- **公的機関・関係機関への効果**
行政担当者にも異動が生じて総合型クラブへの理解が継続されることや行政内のスポーツ担当以外の部局とも情報共有が可能になること等の期待